**父たちが伝えたかったこと－当日版**

**私**は齋藤信子と申します。父が戦時中に「改造」の編集者であったために横浜事件の被害者になり、戦後４１年経った１９８６年、被害者のうち８名が再審を請求し、その請求人に母も加わりました。

再審はすぐにも開かれると思った予想に反して、司法は「証拠は戦争直後燃してしまったのでない。よって棄却する」という驚きの判決を下しました。

それからなんと２０年以上に渡り再審請求は棄却され、母は裁判９年目で亡くなりました。私は兄と請求人を引き継ぎまして１５年、計２４年再審請求裁判を経験したことになります。

こういう場で話すのは初めてですので、不慣れではありますが、

現在、裁判を最初から支えて下さった方々と「横浜事件を語り、伝える会」というブログを立ち上げ、秘密保護法廃案まではささやかながらも、発言を続けていこうという事になりました.

なぜ、これだけ長い年月をかけて再審請求裁判を闘わなければならなかったかを、これからお話しさせて頂きたいと思います。

　今日はどういう層の方がいらしているかわからないのですが、学生さんや一般の方にも判るようにと主催の方からお聞きしていますので、まずはざっと当時の時代背景からお話します。

私自身、中学高校の歴史では、せいぜい大政奉還ぐらいまでが試験には出た覚えしかなく、日清、日ロ戦争以降は、駆け足で習った記憶しかありません。　父が横浜事件の被害者でなければ、日本の近代化の経緯について特段に本を読んだりはしていなかったと思います。

　振り返りますと、今当たり前のようにある民主主義や自由などを一般市民が得るまでには、フランスやロシアは革命を経たり、アメリカがイギリスから独立、他の多くの国々も植民地から独立をするために大変なエネルギーや犠牲、激動の時代を越えて来たということを思い知らされます。

　日本では大政奉還が１８６７年。明治維新から富国強兵へ。

日清、日ロ戦争、第一次世界大戦が１９１４年。１９１２～２６年の大正時代には、大正デモクラシーと呼ばれる市民意識の高まりがあったとあります。

　私の母は１９１０年（明治４２年）生まれで、築地小劇場という（左翼演劇）にあこがれて東北から上京したそうです。いわゆる当時は左翼文学少女で、母の青春は市民意識の高まりに対して軍国主義が台頭し、激しくせめぎ合った時代のまっただ中にありました。

　共産主義を取り締まる治安維持法は１９２５年に制定されましたが、以後この悪法は、拡大解釈を繰り返し、１９３５年には共産党は壊滅したと本に書いてあります。

当時日本の軍部は戦争に前のめりになっていって、全体が前のめりというよりは、一部熱狂の無軌道な実力行使に、否応なく全体が巻き込まれていった混沌の状況も見えてきます。

１９３１年満州事変。戦争を強行する軍にとって不都合なのは、もはや共産主義ではなく個人の自由や軍国主義に賛成しないことになっていきました。

進んで軍国主義に賛同し、国民を鼓舞する姿勢を示さない出版社やジャーナリズムは軍部から睨まれるという状態であったこと、厳しい検閲で許可をもらえなければ雑誌は出版できなかったことなどが、横浜事件体験者である方々が戦後に出した本を読むとよくわかります。

1938年には国家総動員法が制定され、1941年に第二次世界大戦となりました。

1945年に敗戦。

ちなみに私は1949年の戦後生まれです。

生まれた時の父の仕事は、ジャーナリストではなく、語学のレコード会社を経営していました。当たり前ですが、小さい時は歴史の苦難など知る由もなく普通の子供でした。

父は陽気で呑気、おまけにお酒が大好きで、ほぼ毎日飲んで帰宅し、子供の誕生日のケーキを買ってこなかったことで、夜中に母と大げんかをした光景を妙に鮮明に覚えています。

　その父が1960年のお正月に脳出血で突然に亡くなりました。あまりに突然で、その後家をたたんで狭いアパートに引っ越したり、転校したり、と我が家の激変と母の苦労が始まりました。

　　私が横浜事件のことを母から聞かされたのは、中学生になってからでした。岩波のブックレットに何人かの事件被害者の拷問体験がリアルに載っていました。この内の一つが父のもので、それらは戦後の1947年、横浜事件被害者60余名のうち33名が特高を告訴した時の口述書でした。２７名の特高の内、特に非道であった3名の特高が有罪になりましたが、実際に獄に入ったものはいなかったということです。

横浜事件の発端は1942年。当時はもっぱら海外との交通は船で、横浜港の、神奈川県特高は入国管理事務所の帰国者名簿に川田ひさし、定子ご夫妻の名を見つけ目をつけました。夫妻はNYで日本人労働者クラブの活動をして帰国されたのでした。これを特高は、アメリカ共産党の活動と決めつけ、夫妻の帰国目的は共産主義を日本に広めるためだとして検挙したのです。

川田氏は外務省の外郭団体である世界経済調査会に勤務しており、その同僚にはソ連事情調査会という会合に出席している方がおり、そこに満鉄調査室から来ている平館さんと西沢さんがいました。

　ここで詳しくあげたのは、当時日本とソ連は中立条約下にあり、勤務先も会合もみな違法活動でも何でもない。つまりは日常的な人間関係を強引につなげて、さも、なにか事件があるかのように捏造していったのが、横浜事件の特徴であることを申し上げたいと思います。

西澤さん平館さんの家宅捜査から一枚のスナップ写真が発見されました。

　それは「改造」に発表された「世界史の動向と日本」という論文の執筆者である細川嘉六氏を囲んで、平館、西沢さんを含む7名がゆかた姿で写っている写真でした。この内の一人が父でした。

　これは細川氏が食糧難の中、親しい編集者などを、郷里である富山県“泊”に招き、印税でお酒やごちそうを振る舞った、純然たる慰安旅行での記念写真のうちの一枚でした。父は、とにかくお酒が好きでしたから、どれほど喜んで出かけていったかは、想像に難くありません。

その写真を、「共産党再建準備会議」の証拠と仕立て、改造、中央公論、日本評論社など、６０数名の編集者等を次々に検挙。拷問による捏造で事件を作り上げていきました。

ここで、父自身が戦後「文藝春秋」に寄稿したという文が「横浜事件ドキュメント」に載っていますので、一部を引用します。

**細川嘉六氏に招かれて氏の郷里でご馳走になった一夜がこんなことになるとは思わなかった私には、なんのための検挙か、てんで想像もつかず、４、５日は訊問する特高の頭を狂気だと疑ったほどであった。狂気といえば当時は何もかも狂気の時代であった。戦争が熾烈になるにしたがって、全ての常識は否定された。尋問というからには、被疑者である私たちの答えを聞くのかと思うと、先方で答えを作っておいて、それを承認させるだけの話であった。「自分は自由主義者で、共産主義を信じたことはありません」「なにを生意気な！」と答えが気に入らなければ拷問であった。自分に多少の何かあるのだったら耐えかねて答えることにもなるが、なにしろ、料理屋で大いに飲み、大いに食って、踊ってきただけのことなので、なんとも答える術がないのであった。しかし、だんだん解ってきたことは、私が、細川嘉六氏を中心に、平館利雄氏　満鉄調査部、木村亨　中央公論、加藤政治　東京新聞、相川博　改造、西澤富雄　満鉄調査部、西尾忠四郎　満鉄、益田直彦　世界経済、等の諸君と共に共産党再建を企て、富山県”泊”でひそかに協議したということが、でっち上げのスジ書きになっているということであった。**

**当時細川氏は既に、昭和１７年８月９月号に「改造」に連載された「世界史の動向と日本」という論文が、陸軍報道部のご機嫌を損んじて、（世田谷署）に検挙されていた。私はその論文が当時のジャーナリズムに与えたショックは時節柄、以外にも大きく、社としてもそのまま放置するわけにいかなかったのだろうか、編集長の大森氏は辞職し、相川君は細川氏に一番近かった関係から、彼も退職し、私は出版部に回されていた。しかし、私たちとしては、戦争に投入した以上は、決して協力を惜しむものではなかった。敗戦から革命へといった、共産革命のABCを盲信するほどの編集者が仲間にいたわけでなく、東亜共栄圏とか東亜共同体とか、当時のアジア解放の合言葉に理想を夢見て、大いに感激もしていた。ところが、その全てが共産党革命という推理小説のようなことになるのであった。**

**最早ここまで来ると、言論の弾圧もヘチマもなかった。雑誌の編集のための会議は、すべて共産主義の宣伝の場とみなされ、所謂手記という形式で、毎日奇妙な創作活動を強いられた。**

**浅石くんは私の一つ置いて隣の独房で結核で息を引き取った。西尾忠四郎君も栄養失調で仮釈放して三日目で死亡した。相川君も出所後胸を患い、細君に伝染してふたりとも死亡し、加藤政治君も結核で去年鬼籍の人となってしまった。**

１９８６年に被害者が再審請求して棄却されたということを最初に申しましたが、理不尽極まりない捏造事件の再審請求を戦後４０年以上たった民主主義国家の司法が棄却すると、誰が想像できたでしょうか？

再審棄却は日本の司法が過誤（過去の過ち）に向き合わないということをそのまま表していました。２４年の闘いの中、高齢化した被害者本人は次々亡くなられました。再審を通して私が見たのは、戦後６５年以上たっても、日本の狭い権威という囲いの中の人達には、一般の市民感覚が全く存在しないのだという驚きでした。２４年で１２人の裁判長判決を経験しましたが、割合としては９対３。９が戦前さながらの旧態依然だったのです。とうとう１２人目目の大島隆明裁判長で横浜地裁から2010年に横浜事件は実質的に「無罪」判決を受け取りました。

判決主文は「免訴」だったのですが、これは長い再審請求の闘いの中で原告が２派に別れ、先に最高裁で「免訴」判決が出ていたという複雑な事情がありますが、ここでは触れません。

４次の大島裁判長再審開始決定の画期的なところは、最高裁「免訴」という法的な縛りがあるが、真実は刑事補償法で明らかにするという明確な示唆が提示されたことです。

　我々４次はこの大島裁判長で刑事補償法に進み、刑事補償の全額を再審請求人全員に支払らってもらう道にかけました。結果、大島裁判長は刑事補償法の判断の中で、最高裁での「免訴」判決という法的な縛りがなければ、横浜事件は「無罪」であると明確にしるし、事件の「冤罪」を認め、日本の司法がこれまでかばってきた裁判所自らの責任にも言及した画期的な内容でした。我々はこうして、今思うとギリギリのタイミングで「無罪」を獲得したのです。

再審請求してから母は取材で「なぜ戦後４１年もたってから再審なのですか？」という質問を受けていましたし、母が亡くなって遺児として裁判を継いでからは、「お父さんからは拷問のことを聞きましたか？」というまるで申し合わせたように同じ質問を受けました

その度に私は「９才にも満たない子供に父親が拷問の話しをすると、この人達は本当に思うのだろうか？」と不思議でなりませんでした。

原横浜事件の拷問の強烈なインパクトが、戦後４１年経って再審を請求した本当の意味、横浜事件が言論の根幹に関わる極めて今日的な事件であるという危機感をかき消してしまっていたのです。

今回、奇しくも特別秘密保護法で、ある新聞の若い女性記者の方から「どうしたら秘密保護法の危機を自分と同じ若い世代に伝えられるだろうか？」と真剣に質問をされ、これまで亡くなった母も私も伝えたかったことはこれだったのではないかと思いました

率直に申しますと、プロのジャーナリストがなぜ長年繰り返される「再審棄却」を自分たちに引き寄せて危機と感じないのかとずっと不思議でした。

皮肉にも今回の秘密保護法がジャーナリズムに危機を突きつけたというのは言い過ぎでしょうか。

自分と国との関わりについて知らなければならないのは実はひとりひとりの一般人です。３・１１も原発事故も、自分に引き寄せて知ろうとしない限りは、他人事です。

反面、報道関係者だからといって何もかも知っている人存在しないのです。結局、それぞれが自分の身近な疑問のネモトを自分で知ろうとするしかないのではないでしょうか？

知ろうとした時、ジャーナリズムや歴史が伝えるべき事実や本質を捉えていないのなら、私たちには真実を知る術はないのです。

最後にまた、父の言葉を引用して終わりたいと思います。

**考えてみるとまことに素っ頓狂な時代であった。強権で抑えつけていた結果が、ご承知のような国土の荒廃を導いた。それにつけても言論の弾圧は、気違いじみた指導者にとっては止むに止まれぬ必然の道であったろうが、その犠牲者の一人として、かつまた、善良にして優秀なる多くの友人を喪った一人として、言論の自由だけは、理屈なしに護らなければならないと私は痛感せざるをえない。**